

# がんばる中小企業応援事業補助金

市内事業者が「売上・利益率の向上」を図ることを目的に実施する①～③の費用を補助率50%（上限100万円）で補助します。

- ① 新商品・サービスの開発
- ② 既存商品・サービスの改善
- ③ ①、②のための販路開拓

申請期限 令和9年1月29日

(予算上限に達し次第募集終了)



## 1. 補助金の対象者（（1）から（4）の全てに該当する事業者、個人事業主、組合等）

(1) 釜石市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者。

- ア. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び個人事業主（以下「中小企業者」という。）
- イ. 中小企業者を主な構成員とする組合または団体

(2) 市税を滞納していない者。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。

(4) 釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例第37号）第2条第2号に規定する暴力団または第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

## 2. 補助対象事業

- ① 新商品・サービスの開発
- ② 既存商品・サービスの改善
- ③ ①、②のための販路開拓

## 4. 補助金額

- ・補助率 : 50%
- ・補助上限額 : 100万円
- ※ 1,000円未満の額は切り捨てます。

## 3. 交付対象経費

補助対象事業の実施に要し、事業実施期間内に支払いが完了した経費（税抜額）が対象。

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費  
※ 消費税、並びに交付決定前に支払った経費は対象外です。

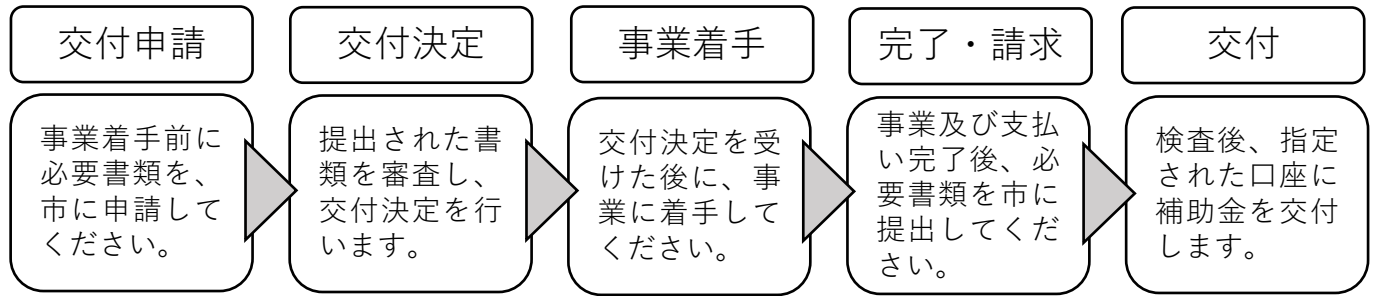
## 5. 事業実施期間

- ・申請期限 : 令和9年1月29日（金）
- ・請求期限 : 令和9年2月26日（金）

当該補助金の利用を希望する方は、申請期限までに必要書類を提出するとともに、交付の決定があった際には、請求期限までに補助事業を完了し、請求を行ってください。

## 補助金の交付までの流れ

※ 事業着手とは、補助申請を行おうと思っている費用にかかる契約締結、発注などを指します。  
 ※ 交付決定後、事業内容や補助金額に変更がある場合は、変更が発生することが見込まれた時点で必ず申し出てください。



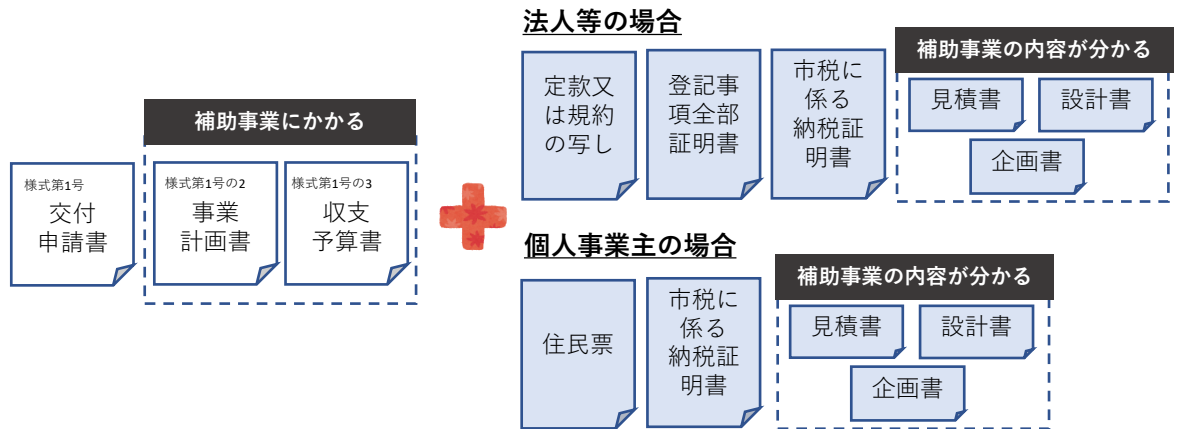
## 提出書類

※持参して、提出する際は、必ず**ご印鑑**をお持ちください。

市が指定する様式がある書類です。

取得する書類、あるいは、市が指定する様式がない書類です。

### 交付申請

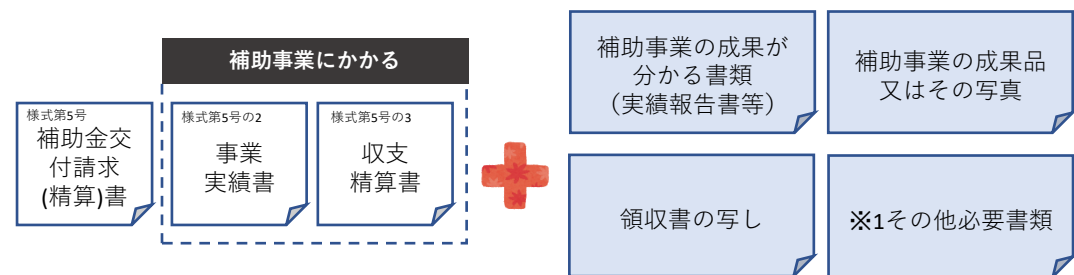


### 重要ポイント!

事業計画書又は企画書では、なぜ「新商品・サービスの開発」又は「既存商品・サービスの改善」を行う必要があるのか（自社の状況（強み・弱み等）、並びに、事業の拡大又は経営の改善のために重要な理由）に加え、誰に、どのように売っていくのかが分かるように作成し、提出してください。

※ 法人、個人事業主などいずれの場合においても、国、県、市その他の機関の本補助事業に係る支援金又は補助金などの交付を受けている場合は申し出てください。交付予定の対象経費と交付額が確認できる書類を提出していただきます。

### 完了・請求



※1 備品（耐用年数が1年以上の物品を購入した場合は、備品台帳の提出が必要になります。補助事業者毎に「その他必要書類」として指示します。取得した備品については、財産処分制限がかかりますのでご承知おきください。

## 実施内容と対象経費の例

### 新商品の開発にむけて以下を行う。

- ①成分分析・・・委託料
- ②アドバイザーの招聘・・・旅費、報償費（謝礼金）
- ③テストマーケティング・・・委託料
- ④商談会への出店・・・出展料（使用料）
- ⑤広告の実施・・・委託料
- ⑥パッケージデザインの作成・・・委託料

### 既存商品のリニューアルにむけて以下を行う。

- ①マーケティングの実施・・・委託料
- ②アドバイザーの招聘・・・旅費、報償費（謝礼金）
- ③必要な設備の導入・・・備品購入
- ④商談会への出店・・・出展料（使用料）
- ⑤ECサイトのリニューアル・・・委託料

※申請に虚偽・不正行為があった場合は、交付の決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めます。